

高崎量子応用研究所 動物実験実施規程を次のとおり定める。

平成27年5月12日

理 事 長

27（規程）第13号

## 高崎量子応用研究所 動物実験実施規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 組織（第6条－第16条）
- 第3章 動物実験委員会（第17条）
- 第4章 動物実験の申請等（第18条－第22条）
- 第5章 実験動物の飼養等（第23条、第24条）
- 第6章 教育訓練等（第25条－第27条）
- 第7章 異常時等の措置（第28条－第30条）
- 第8章 自己点検・評価・検証（第31条）
- 第9章 情報公開（第32条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）原子力科学研究部門高崎量子応用研究所（以下「研究所」という。）において動物実験を実施するに当たり、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日文科科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）並びに日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」の趣旨を踏まえ、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験を実施する研究者等の安全確保の観点から、動物実験の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験」とは、次号に規定する実験動物を、試験研究又はその他の科学上の利用

に供することをいう。

- (2) 「実験動物」とは、動物実験の利用に供するために、飼養、保管、又は動物実験中のげっ歯類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)の生体をいう。
- (3) 「施設等」とは、実験動物を飼養又は保管する飼養保管庫等の設備、動物実験を行う実験室や設備等、実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む。)を行う実験室等をいう。
- (4) 「部門」とは、原子力科学研究部門をいう。
- (5) 「センター」とは、量子ビーム応用研究センターをいう。
- (6) 「部門長」とは、原子力科学研究部門長をいう。
- (7) 「センター長」とは、量子ビーム応用研究センター長をいう。
- (8) 「所長」とは、高崎量子応用研究所長をいう。
- (9) 「管理部長」とは、高崎量子応用研究所管理部長をいう。
- (10) 「保安管理課長」とは、高崎量子応用研究所管理部保安管理課長をいう。
- (11) 「所属長」とは、研究グループ又は課室等(以下「研究グループ等」という。)の長をいう。
- (12) 「職員等」とは、定年制職員、任期付職員、博士研究員等、機構と雇用関係にある者をいう。
- (13) 「従事者」とは、施設等における動物実験に携わる者をいう。
- (14) 「飼養者」とは、施設等において実験動物の飼養管理に携わる者をいう。

(基本原則)

- 第3条 動物実験は、法及び飼養保管基準に則し、代替法の利用、使用数の削減及び苦痛の軽減の各原則に従い適正に実施しなければならない。
- 2 動物実験は、次の各号に掲げる事項について十分に検討した上で、科学的に実施しなければならない。
- (1) 目的と必要性
  - (2) 不必要な重複の排除
  - (3) 代替法の有無
  - (4) 使用する実験動物の種類、系統並びに品質及び適正な数
  - (5) 実験動物の使用方法
  - (6) 実験動物が被る苦痛の程度及びその軽減方法
  - (7) 人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するために実験を打ち切るタイミング)及び安楽処置
- 3 動物実験の実施に当たっては、病原体の人と実験動物との間及び実験動物間の感染の防止並びに実験動物の逸走の防止を図るとともに、環境への配慮を行わなければならない。

(適用範囲)

- 第4条 この規程は、研究所においてセンターにより実施される実験動物を用いる全ての動

物実験に適用する。

(他の法令等との関係)

第5条 動物実験の実施については、この規程に定めるもののほか、関係法令等及び機構の諸規程の定めるところによる。

## 第2章 組織

(理事長)

第6条 理事長は、研究所における動物実験の適正な実施及び安全確保に関する業務を総理し、施設等及び組織の整備に努める。

ただし、別表に掲げる業務については、部門長、センター長又は所長が理事長に代わり専決することができる。この場合、専決を行った部門長、センター長及び所長は、業務の実施状況について半期ごとに理事長に報告するものとする。

(部門長)

第7条 部門長は、前条に基づき別表に掲げる業務を行うほか、同条に定める理事長の業務を補佐し、研究所における施設等及び組織の整備に努め、動物実験の適正な実施に関する業務を統括する。

(センター長)

第8条 センター長は、第6条に基づき別表に掲げる業務を行うほか、前条に規定する部門長の業務を補佐し、センターにおける施設等及び組織の整備に努めるとともに、科学的観点、動物愛護の観点及び安全確保の観点から動物実験の適正な実施に関する業務を統括する。

(所長)

第9条 所長は、第7条に規定する部門長の業務を補佐し、研究所における施設等及び組織の整備に努め、従事者及び飼養者の健康管理並びに環境保全の観点から動物実験の適正な実施に関する業務を統括する。

(動物実験監督者)

第10条 研究所に、動物実験監督者（以下「監督者」という。）を置く。

2 監督者は、この規程を熟知するとともに、動物福祉に関する見識を有し、動物実験及び実験動物の飼養管理並びに生物災害防止のための知識及び技術に習熟した職員のうちから、理事長が指名する。

3 監督者は、部門長の指揮監督の下、管理部長及び保安全管理課長の意見を聴き、研究所内の動物実験の管理に関する次に掲げる業務を行う。

(1) 動物実験がこの規程及び関係法令等に従って適正に計画、実施されていることの確

- 認並びに所属長、第 12 条に規定する動物実験責任者及び従事者に対する指導、助言等
- (2) 実験動物がこの規程及び関係法令等に従って適正に飼養管理されていることの確認並びに所属長、第 13 条に規定する施設等管理者及び第 15 条に規定する飼養者に対する指導、助言等
  - (3) この規程に規定する申請書、届出書及び報告書に関わる事前確認
  - (4) 従事者及び飼養者に対する教育訓練
  - (5) 従事者及び飼養者の登録申請の承認
- 4 監督者は、必要に応じ関係法令等又はこの規程に基づいて、部門長に意見を述べることができる。

(実験担当所属長)

第 11 条 動物実験を実施する研究グループ等の所属長は、次条に規定する動物実験責任者及び第 13 条に規定する施設等管理者を指揮監督し、研究グループ等における動物実験及び実験動物の飼養管理を適正に実施させるとともに、安全の確保に努める。

(動物実験責任者)

第 12 条 動物実験責任者（以下「責任者」という。）は、動物実験計画ごとに、この規程を熟知した職員等のうちから、所属長が指名する。

- 2 責任者は、所属長の指揮監督の下に次に掲げる業務を行う。
  - (1) 動物実験計画の立案、第 22 条に規定する承認申請及び変更に係る申請
  - (2) 従事者の指導及び指揮監督
  - (3) 使用する施設等の管理及び点検
  - (4) 動物実験の実施状況及び終了の報告

(施設等管理者)

第 13 条 研究所に施設等を管理する施設等管理者を置く。

- 2 施設等管理者は、安全衛生の知識並びに実験動物に関する知識及び経験を有する職員等のうちから、所属長が推薦した者を理事長が指名し、所長、監督者及び所属長に通知する。
- 3 施設等管理者は、所属長の指揮監督の下、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 責任者が申請する動物実験計画の科学的合理性の確保への協力、安全管理についての計画策定状況の確認及び関係箇所との緊密な連絡に基づく実験の管理
  - (2) 飼養者の指導及び指揮監督
  - (3) 施設等の管理
  - (4) 動物の逸走防止、感染防止等の安全上必要な処置
  - (5) 実験室等への出入り管理

(従事者)

第 14 条 従事者は、関係法令等及び機構の諸規程の定めに従うほか、次の各号を遵守しなけ

ればならない。

- (1) 研究所において動物実験を開始する前に、監督者が行う教育訓練を受講すること。
- (2) 管理部長が行う健康診断等を受診すること。
- (3) 責任者の指揮監督の下、適切に動物実験を実施すること。
- (4) 施設等を使用する場合には、当該施設の施設等管理者の指示に従うこと。

(飼養者)

第 15 条 飼養者は、実験動物の飼養管理を開始する前に、監督者が行う教育訓練を受講するとともに、管理部長が行う健康診断等を受診しなければならない。

- 2 飼養者は、監督者の指揮監督の下に、実験動物を適切に飼養管理しなければならない。

(従事者等の選定)

第 16 条 責任者は、従事者を新たに選定又は変更する場合、第 19 条に定める動物実験計画書の提出前に、当該従事者の所属長を通じて監督者の確認を得なければならない。

- 2 前項の確認依頼を受けた監督者は、教育訓練受講状況、健康診断の受診状況等を確認の上、従事者の適否について判断を行い、その結果を所属長に通知しなければならない。
- 3 監督者は、飼養者の選定又は変更について、当該飼養者の所属長を通じて施設等管理者に意見を述べることができる。

### 第 3 章 動物実験委員会

(動物実験委員会)

第 17 条 機構に、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、理事長の諮問に基づき、研究所における動物実験に関し、科学的観点、動物愛護の観点、安全確保の観点及び環境保全の観点から、次の各号に掲げる事項について調査審議し、その結果を理事長に答申する。

- (1) 研究所における動物実験、実験動物、施設等に係る重要事項に関すること。
- (2) 動物実験の計画に関すること。
- (3) 施設等の設置、変更又は廃止に関すること。
- (4) 動物実験の実施状況に関すること。
- (5) 実験動物の飼養管理及び施設等の管理状況に関すること。
- (6) 動物実験を行う人員の安全確保に関すること。
- (7) 自己点検・評価に関すること。
- (8) 教育訓練の実施状況に関すること。
- (9) その他、理事長が必要と認めた事項

- 3 委員会は、動物実験計画の実施の結果について理事長より報告を受け、必要に応じて助言を行う。

- 4 委員会は、必要に応じ、研究所における動物実験の適正化及び実験動物への配慮等について検討し、その結果を理事長に具申する。

- 5 委員会は、動物実験の実施状況並びに実験動物及び施設の管理状況について調査し、理事長に対し助言又は勧告するものとする。
- 6 前四項の調査審議等を行うため、委員会は、必要に応じて関係者に報告を求めることができる。
- 7 委員会の構成、任期、運営等その他必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 動物実験の申請等

##### (動物実験の基本)

- 第18条 責任者は、第3条に定める原則に従い、科学的観点、動物愛護の観点及び安全確保の観点から適正に動物実験計画を立案しなければならない。
- 2 動物実験は、第19条により承認された実験計画に従って実施しなければならない。
  - 3 実験動物の飼養、保管又は動物実験は、第22条により承認された施設等以外では行ってはならない。

##### (動物実験計画承認申請等)

- 第19条 責任者は、動物実験を行う場合、所属長の承認を得た上で、あらかじめ「動物実験計画書(様式1)」を理事長に提出する。年度途中で新たに計画された実験は、その都度「動物実験計画書(様式1)」を理事長に提出する。
- 2 前項の計画書が提出された場合、理事長は、承認の可否について決定を行う。
  - 3 理事長は、前項の決定に当たっては、委員会に諮問した上で、その意見を踏まえて判断するものとし、決定後は速やかに当該責任者に通知しなければならない。
  - 4 責任者は、既に承認されている動物実験について、従事者、実験動物種又は使用数、実験実施期間その他の変更が生じたときは、所属長の承認を得た上で、申請した実験計画ごとに、「動物実験計画(変更・追加)承認申請書(様式2)」を理事長に提出しなければならない。

##### (動物実験の記録)

- 第20条 責任者は、動物実験に係る実験ノートと各種計測データを記録した書面又は電子記録媒体等を、実験終了後5年間保存しなければならない。

##### (動物実験結果報告書の提出)

- 第21条 責任者は、動物実験が終了した場合又は各年度末に、所属長の承認を得た上で、「動物実験結果報告書(様式3)」を理事長に提出しなければならない。
- 2 責任者は、部門長、監督者又は委員会から動物実験に関して報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

##### (動物実験に係る施設等の設置承認申請等)

- 第22条 所属長等は、施設等を設置する場合、あらかじめ「飼養保管設備等設置承認申請書(様式4)」又は「実験室設置承認申請書(様式5)」を理事長に提出する。

- 2 理事長は、前項の申請を受けた場合、承認の可否について決定を行う。
- 3 理事長は、前項の決定をするに当たっては、委員会に諮問した上で、その意見を踏まえて判断するものとし、決定後は速やかに所属長等に通知しなければならない。
- 4 所属長等は、施設等を廃止する場合は、あらかじめ「施設等廃止届（様式 6）」を理事長に提出しなければならない。

## 第 5 章 実験動物の飼養等

### （実験動物の飼養）

第 23 条 所属長、施設管理者及び飼養者は、飼養保管基準の趣旨に配慮し、適切に実験動物の飼養管理を行うものとする。

### （実験動物飼養管理報告書の提出）

第 24 条 飼養者は、年度ごとの飼養管理状況等について、「実験動物飼養管理報告書（様式 7）」を理事長に提出する。

- 2 飼養者は、部門長、監督者又は委員会から飼養管理状況等について報告を求められた場合は、速やかにこれに応なければならない。

## 第 6 章 教育訓練等

### （教育訓練等）

第 25 条 監督者は、保安管理課長の協力の下、従事者及び飼養者に対し、この規程及び法令や指針等の必要事項を熟知させるとともに、次の各号に掲げる事項について、教育訓練を行わなければならない。

- (1) 動物愛護に関する事項
  - (2) 安全確保に関する事項
  - (3) その他動物実験及び実験動物の取扱いに関する基本的事項
- 2 責任者は、必要に応じ、従事者に対し、動物愛護及び安全確保に関し、動物実験計画の内容に応じた指導を行わなければならない。
  - 3 監督者は、第 1 項に掲げる項目の全部又は一部に関し、十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、保安管理課長と協議の上、当該項目についての教育訓練を省略することができる。
  - 4 保安管理課長は、第 1 項の教育訓練の実施内容（前項の規定により教育訓練を省略した場合にあっては、その旨）について記録し、教育訓練を実施した年度の翌年度 4 月 1 日から起算して 3 年間保存しなければならない。

### （技術研修）

第 26 条 責任者は、必要に応じ、従事者及び飼養者に対し、動物実験及び実験動物の取扱いに関する技術研修を実施する。この場合、責任者は、監督者又は他の飼養者に協力を求めることができる。

- 2 責任者は、前項の技術研修に係る記録を作成し、保安管理課長に提出する。当該記録の保管については、前条第4項を準用する。

#### (健康管理)

- 第27条 所長は、管理部長を指揮し、研究所における従事者及び飼養者等、動物実験に携わる者の健康管理を行わなければならない。
- 2 所長が必要と認めるときは、管理部長は、従事者及び飼養者等、動物実験に携わる者に対し速やかに健康診断を実施しなければならない。
  - 3 管理部長は、健康診断を実施したときは、その結果を本人に通知するとともに、記録を30年間保管しなければならない。また、健康診断の結果、病原体の感染等の生物災害を受け、又は受けたおそれのある者がある場合は、その旨を直ちに所長、監督者、所属長、責任者及び保安管理課長に通知するとともに、センター長及び部門長を経由して理事長に報告しなければならない。
  - 4 理事長は、前項の報告を受けた場合は、所長、監督者及び産業医等と協議し、従事者及び飼養者等、動物実験に携わる者に対して動物実験の制限、管理部長による保健指導その他必要な措置を講じるものとする。

### 第7章 異常時等の措置

#### (異常時等の措置)

- 第28条 飼養者又は責任者は、実験動物間又は人獣共通の感染症の伝播又はそのおそれが生じた場合には、速やかに保安管理課長、所属長等に報告しなければならない。
- 2 前項の報告を受けた保安管理課長はセンター長、監督者その他関係者と協議の上、動物実験の制限その他必要な措置を講じなければならない。
  - 3 保安管理課長は、前項の措置について、必要に応じて管理部長、所長及び部門長を経て理事長に報告しなければならない。
  - 4 理事長は、前項の報告を受けた場合は、その状況に応じ部門長、センター長、所長、監督者及び保安管理課長と協議の上、関係者に命じ最善の措置を講ずるものとする。

#### (逃亡等緊急事態発生時の措置)

- 第29条 動物実験中、保管中、飼養中又は運搬中に、事故、地震、火災その他の原因による実験動物の施設外への逃亡、盗難又はそのおそれがある事態を発見した者は、直ちに、その旨を研究所で規定する方法で通報しなければならない。
- 2 保安管理課長は、前項の通報を受けた場合は、責任者、監督者、飼養者、施設等管理者その他関係者に通報するとともに、速やかに管理部長、所長及び部門長を経て理事長に報告しなければならない。
  - 3 前項の通報を受けた責任者、飼養者及び施設等管理者は、保安管理課長及び管理部長の協力の下、直ちに捜索、関係者への事情聴取又は警察への通報等の措置を講じなければならない。この場合、責任者、飼養者及び施設等管理者は、必要に応じて監督者に協力を求める



ことができる。

- 4 理事長は、第2項の報告を受けた場合は、その状況に応じ部門長、センター長、所長、監督者及び保安管理課長と協議の上、関係者に命じ最善の措置を講ずるものとする。

(その他必要な措置)

第30条 この規程に反し、又は反するおそれのある動物実験又は実験動物の飼養管理が計画又は実施されていることを知り得た者は、直ちに保安管理課長に通報し、保安管理課長は速やかに通報内容を理事長に報告する。

- 2 理事長は、前項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、監督者の意見を聴いて、動物実験等の制限又は中止、その他必要な措置を講ずることができる。
- 3 機構の役員、職員等は、第1項の報告者に対して、通報したことを理由として、その者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

#### 第8章 自己点検・評価・検証

第31条 理事長は、委員会に対し、基本指針への適合性に関する自己点検及び評価を行わせる。

- 2 前項の指示を受けた委員会は、速やかに動物実験等の実施状況等に関する自己点検及び評価を行い、その結果を理事長に報告しなければならない。この場合、委員会は、監督者、施設管理者、責任者、従事者、飼養者等に、必要な資料を提出させることができる。
- 3 理事長は、自己点検及び評価の結果について、機構外の者による検証を受けるよう努める。

#### 第9章 情報公開

第32条 理事長は、研究所における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検、自己評価及び検証の結果等の公開方法等）を、毎年1回程度公表する。

- 2 前項に基づき公表する事項は動物実験委員会で決定するものとし、公表は日本原子力研究開発機構の公開ホームページ上で行う。

#### 附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

## 別表

## 理事長の業務に関する専決事項

業務内容	実施に係る責任者	備考
第10条に規定する動物実験監督者の指名	部門長	理事長名義
第21条に規定する動物実験計画の実施の結果について報告（動物実験結果報告書）を受けること	部門長	理事長名義
第24条に規定する飼養管理の状況について報告（実験動物飼養管理報告書）を受けること	部門長	理事長名義
第13条に規定する施設等管理者を指名し、所長、監督者及び所属長に通知すること	センター長	理事長名義
第19条に規定する動物実験計画の承認及び変更等の承認について、委員会に諮問し、委員会の意見を踏まえて可否を判断すること	センター長	理事長名義
第22条に規定する施設等の設置及び廃止について、委員会に諮問し、委員会の意見を踏まえて承認の可否を判断すること	センター長	理事長名義

動物実験計画書（様式1）

○ 理事長 殿

新規  変更・年度更新

提出年月日 平成 年 月 日 受付年月日 平成 年 月 日 受付番号

研究課題	
------	--

研究目的	
------	--

動物実験責任者名	フリガナ	所属名	職名	動物実験の経験等 (選択項目を■)
	氏名 _____ 印 e-mail _____ @		連絡先TEL:	
従事者名 (括弧内はフリガナ)	_____ ( _____ ) _____ @		連絡先TEL:	教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____ ( _____ ) _____ @		連絡先TEL:	教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____ ( _____ ) _____ @		連絡先TEL:	教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____ ( _____ ) _____ @		連絡先TEL:	教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____ ( _____ ) _____ @		連絡先TEL:	教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____ ( _____ ) _____ @		連絡先TEL:	教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____ ( _____ ) _____ @		連絡先TEL:	教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

実験実施期間	承認後 ~ 平成 年 月	中止・終了等	平成 年 月 日			
飼養保管設備及び 実験室	飼養保管設備名 (設置場所)	( _____ )	実験室名			
	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先(導入機関名)
使用動物						

研究計画と方法	研究概要（研究計画と方法について、その概要を記入する。）
	実験方法（動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性を持たせる。）

特殊実験区分 (該当項目を全て■)	<input type="checkbox"/>	1. 感染実験 (安全度分類: BSL1)		
	<input type="checkbox"/>	2. 遺伝子組換え動物使用実験 (区分: P1A)		
	<input type="checkbox"/>	3. 放射性同位元素・放射線使用実験		
	<input type="checkbox"/>	4. 化学発癌・重金属実験		
動物実験の種類 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 試験・研究	動物実験を 必要とする理由 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	2. 教育・訓練		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	3. その他		<input type="checkbox"/>
				1. 検討したが、動物実験に代わる手段がなかった。
				2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。
				3. その他

想定される 苦痛の 카테고리 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいは全く不快感を与えないと思われる実験。
	<input type="checkbox"/>	2. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレス又は痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。
	<input type="checkbox"/>	3. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレス又は痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。
	<input type="checkbox"/>	4. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い 又はそれ以上の痛みを与えらると思われる実験。
動物の苦痛軽減、 排除の方法 (該当項目を全て■)	<input type="checkbox"/>	1. 短時間の保定・拘束及び注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。
	<input type="checkbox"/>	2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。
	<input type="checkbox"/>	3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的薬名及びその投与量・経路を記入: )
	<input type="checkbox"/>	4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽処置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。
	<input type="checkbox"/>	5. その他 (具体的に記入: )
安楽処置の方法 (該当項目を全て■)	<input type="checkbox"/>	1. 麻酔薬等の使用 (具体的薬名及びその投与量・経路を記入: )
	<input type="checkbox"/>	2. 炭酸ガス
	<input type="checkbox"/>	3. 中枢破壊 (具体的に記入: ) 法)
	<input type="checkbox"/>	4. 安楽死させない (その理由を記入: )
動物死体の処理方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 研究所内で焼却
	<input type="checkbox"/>	2. 外部業者に依託
	<input type="checkbox"/>	3. その他 (具体的に記入: )
その他必要事項又は 参考事項	(過去の動物実験計画書承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)	

委員会記入欄	審査終了: 平成 年 月 日		
	修正意見等		
	審査結果	<input type="checkbox"/> 本実験計画は動物実験規程等に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 遺伝子組換え実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。)	押 印 欄
	<input type="checkbox"/> 本実験計画は動物実験規程等に適合しない。		

理事長承認欄	承認:平成 年 月 日		
	本実験計画を承認します。  承認番号: 第 号  日本原子力研究開発機構 理事長		

センター長	監督者	所属長	施設等管理者

平成 年 月 日

理事長 殿

動物実験計画（変更・追加）承認申請書（様式2）

動物実験責任者名

所属：

職名：

氏名：

承認番号\_\_\_\_\_の動物実験計画を下記のとおり、変更・追加したいので承認願います。

記

1. 変更・追加事項\*

(\* 実験内容及び責任者の変更は、「計画書」を新たに提出すること。また、遺伝子組換え動物の追加は遺伝子組換え実験安全委員会の承認を得ること)

- 1) 動物実験実施者の変更・追加
- 2) 実験動物種及び使用数等の変更・追加
- 3) 実験実施期間の変更
- 4) その他

2. 変更・追加等の理由

委員会記入欄	審査終了: 平成 年 月 日
	修正意見等

理事長承認欄	承認 : 平成 年 月 日
	本実験計画の（変更・追加）を承認します。 日本原子力研究開発機構 理事長

センター長	監督者	所属長	施設等管理者

平成 年 月 日

理事長 殿

動物実験結果報告書（様式3）

動物実験責任者名

所属：

職位：

氏名：

1. 承認番号	
2. 研究課題名	
3. 実験の結果 (該当項目に■をマークし、その概要を簡潔に記述。)	<input type="checkbox"/> 計画どおり実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施(* 変更届が提出されていること) <input type="checkbox"/> 中止
	結果の概要
4. 成果（予定を含む。） (得られた業績、例：雑誌論文、図書、工業所有権などについて、著者名、論文標題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社などを記載。必要に応じて別紙に記載。)	
5. 特記事項	

受領欄	報告受付日：平成 年 月 日
	上記報告を受領しました。 日本原子力研究開発機構 理事長

部門長	センター長	監督者	所属長	施設等管理者

飼養保管設備等設置承認申請書（様式4）

理事長 殿

申請者名

所属名：

職 位：

氏 名：

申請年月日 平成 年 月 日

受付年月日 平成 年 月 日

受付番号：

1. 飼養保管設備等の名称及び設置場所※	
2. 管理体制	<p>施設等管理者 所属 職名 氏名 連絡先</p> <p>実験動物管理者 所属 職名 氏名 連絡先 経験年数：</p> <p>飼養者（人数が多い場合、別資料として添付） 所属 職名 氏名 連絡先 経験年数：</p>
3. 設備等の概要	<p>1) 空調機能： （例：温湿度制御、換気回数等）</p> <p>2) 飼養保管する実験動物種：</p> <p>3) 飼養保管設備（飼養ケージ等） 規格： 最大収容数：</p> <p>4) 逸走防止策（ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など）</p> <p>5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策</p>
4. 特記事項	<p>（例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等）</p>

5. 委員会記入欄	調査月日：平成 年 月 日		
	意見等		
6. 理事長承認欄	調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管設備等は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。)	押 印 欄	
	<input type="checkbox"/> 申請された飼養保管設備等は規程に適合しない。		
6. 理事長承認欄	承認：平成 年 月 日		
	本申請を承認します。 承認番号：第 号 日本原子力研究開発機構 理事長		

※設備等の設置場所を示す図面を添付すること。

センター長	監督者	所属長	施設等管理者





平成 年 月 日

理事長 殿

施設等廃止届 (様式6)

申請者名

所属名 :

職 位 :

氏 名 :

1. 廃止する施設等の名称			
	設置承認番号 ( )		
2. 施設等管理者	所属 氏名	職名 連絡先	
3. 廃止年月日	平成 年 月 日		
4. 廃止後の利用予定			
5. 廃止時に残存した飼養保管動物の措置 (使用保管設備の場合のみ記載)	残存飼養保管動物の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  有の場合の措置		
6. 特記事項			
7. 委員会記入欄		押 印 欄	
8. 理事長承認欄	承認日：平成 年 月 日		
	本届出を承認します。  日本原子力研究開発機構 理事長		

センター長	監督者	所属長	施設等管理者

